

名古屋高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 供託金還付請求権確認本訴、独立当事者参加申立、供託金還付請求権確認反訴請求控訴事件

国側当事者・国

令和2年12月4日棄却・上告

（第一審・岐阜地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号（第1事件）、平成●●年（〇〇）第●●号（第2事件）、平成●●年（〇〇）第●●号（第3事件）令和2年3月27日判決、本資料・徴収関係判決令和2年判決分（順号2020-13））

判 決

控訴人	株式会社X
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	丸山 一郎
	株式会社Y 1
被控訴人	Y 2
	（以下「被控訴人破産管財人」という。）
被控訴人（1審参加人）	国
	（以下「被控訴人国」という。）
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	黒木 裕貴
	ほか5名

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人と被控訴人との間において、原判決別紙供託金目録（以下「別紙供託金目録」という。）1ないし4の各供託金について、控訴人が還付請求権を有することを確認する。
- 3 被控訴人破産管財人の反訴請求を棄却する。
- 4 被控訴人国の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 破産会社株式会社Y 1（以下「破産会社」という。）から、破産会社の控訴人に対する債務の担保として、破産会社が第三債務者らに対して有し、又は将来取得する請負代金債権を譲り受けたとして、債権譲渡登記を行い、その旨を第三債務者らに通知して登記事項証明書を送付したところ、第三債務者らは、それぞれ債権者不確知を理由に請負代金を供託した（別紙供託金目録記載1ないし4。以下この供託に係る供託金を「本件供託金1」などといい、これらを

併せて「本件供託金」という。))。

本件のうち、第1事件は、控訴人が、破産会社の破産管財人である被控訴人破産管財人に対し、上記供託金の還付請求権を有することの確認を求めた事案であり、その反訴である第3事件は、被控訴人破産管財人が、控訴人に対し、被控訴人破産管財人が上記供託金の還付請求権を有することの確認を求めた事案である。

本件のうち、第2事件は、被控訴人国が、第1事件に独立当事者参加し、破産会社に対する租税債権を徴収するために差し押さえた本件供託金1及び4の還付請求権について、控訴人及び被控訴人破産管財人に対し、被控訴人国がその取立権を有することの確認を求めた事案である。

原審は、上記供託金の還付請求権は被控訴人破産管財人に帰属し、かつ、これを差し押さえた被控訴人国に取立権があると認め、被控訴人破産管財人の反訴請求及び被控訴人国の請求をいずれも認容し、控訴人の請求を棄却した。そこで控訴人が控訴した。

2 前提事実は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第2の2に記載のとおりであるからこれを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決4頁11行目の「本件」を削除する。
- (2) 同4頁12行目の「B」を「B株式会社（以下「B」という。）」と改める。
- (3) 同4頁20行目の「C」を「株式会社C（以下「C」という。）」と改める。
- (4) 同5頁2行目の「岐阜土木事務所」の後に「。以下B、C及び岐阜県を併せて「本件第三債務者」という。」を加える。
- (5) 同5頁15行目の「本件」を削除する。
- (6) 同5頁22行目の「交わした。」を「交わして、債権譲渡担保契約（以下「本件債権譲渡担保契約」という。）を締結した。」と改める。

3 争点

- (1) 本件債権譲渡担保契約は控訴人の破産会社に対する既存の債権を被担保債権とするものか、今後の融資に係る債権を被担保債権とするものか
- (2) 控訴人の破産会社に対する本件各貸付けはあったか
- (3) 被控訴人破産管財人は本件売買契約につき双方未履行債務であることを理由に解除することができるか
- (4) 控訴人の破産会社に対する本件債権譲渡担保契約締結後の貸付けがあるか
- (5) 被控訴人破産管財人は本件債権譲渡担保契約につき否認権を行使することができるか
- (6) 控訴人は譲渡禁止特約について悪意又は重過失があったか

4 争点に対する当事者の主張

- (1) 本件債権譲渡担保契約は控訴人の破産会社に対する既存の債権を被担保債権とするものか、今後の融資に係る債権を被担保債権とするものか

ア 本争点に対する当事者の主張は、次のとおり控訴人の当審における補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3の2の（原告の主張）及び（被告及び参加人の主張）欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 控訴人の当審における補充主張

本件債権譲渡担保契約書は、本件借用証明書及び本件覚書とセットで破産会社の役員会

で承認されたものであるところ、本件債権譲渡担保契約書第1条の合意書等の記載が空欄となっているが、それは単に日付の記載を失念しただけであり、仮にその被担保債権が既存の債権の担保でなければ、同じ日に本件借用証明書とともに交付する理由がない。

本件覚書には、第三者割当増資に関する合意があるが、仮にその対象となる貸付債権が控訴人が将来貸し付ける債権を指すのであれば、いつ貸し付けるか不明の債権について第三者割当増資をする理由がない。

これらからすれば、本件債権譲渡担保契約は、控訴人が破産会社に貸し付けている既存債権に対するものとみるのが自然で合理的である。

(2) 控訴人の破産会社に対する本件各貸付けはあったか

ア 本争点に対する当事者の主張は、次のとおり控訴人の当審における補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3の1の（原告の主張）及び（被告及び参加人の主張）欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 控訴人の当審における補充主張

（ア）本件各貸付けについて、Jは、少なくとも控訴人から2480万円を借りたことを認め、また平成29年7月14日に控訴人から現金1600万円の貸付けを受けたことを認めている。1600万円の手形と引換えに同額の金員が交付されていることや、Jが実際に控訴人のHの事務所に来て5000万円以上の金員の交付を受けている画像が存在することからすれば、その他の本件各貸付けについても金銭が交付されたことが十分に推認できる。

（イ）さらに、上場会社である破産会社が、現金の交付を受けていないのに手形を振り出す理由はなく、上場会社の行為としてはあり得ないことである。

（ウ）適時開示については、平成29年1月10日の控訴人からの借入れについて借入先も金額も異なるものが記載されていること、同年5月22日の手形担保の金額が異なること、同年6月22日にVを受取人とする手形の振出に関する記載がないこと、同年7月14日に株式会社aからの1600万円の借入れを決定した旨の真実と異なる記載があること等、適時開示の記載には虚偽の事実の記載がある。

（エ）そして、破産会社の役員会において本件借用証明書、本件債権譲渡担保契約書及び本件覚書がセットで議論して承認され、これらの書面が作成されているところ、実際に借り入れていないならば、本件借用証明書を作成することは不自然である。

（オ）以上からすれば、本件各貸付けが実行され、控訴人が破産会社に対し3億0300万円の債権を有していることは明らかである。

(3) 被控訴人破産管財人は本件売買契約につき双方未履行債務であることを理由に解除することができるか

本争点に対する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」中の第3の5の（被告の主張）及び（原告の主張）欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

(4) 控訴人の破産会社に対する本件債権譲渡担保契約締結後の貸付けがあるか

ア 控訴人の主張

（ア）控訴人と破産会社は、控訴人の破産会社に対する追加融資に係る債権をも被担保債権として、本件譲渡担保契約を締結した。

（イ）控訴人は、破産会社に対し、平成29年8月8日に5200万円、同月9日に20

00万円の合計7200万円を貸し付けた（以下、これらを併せて「本件追加融資」という。）。

イ 被控訴人破産管財人の主張

（ア）控訴人の主張（ア）は、本件債権譲渡担保契約が控訴人の破産会社に対する追加融資に係る債権を被担保債権とするものであるという限度で認め、その余は争う。

（イ）控訴人が本件追加融資をしたことは、否認する。

本件追加融資については、原資の説明すらない上、その受領証（甲39、40）を素直に読めば破産会社が振り出した約束手形による手形貸付を意味すると思われるところ、同月8日振出しに係る約束手形1通（甲9）の額面は3000万円、同月9日振出しに係る約束手形4通（甲10～13）の額面は合計4300万円であり融資額と一致しない。加えて、控訴人は、上記5通の約束手形は本件各貸付けの約束手形が書き換えられた手形の一部であると控訴理由書において主張しており、その主張と本件追加融資の主張は矛盾している。

ウ 被控訴人国の主張

（ア）控訴人の主張（ア）は、本件債権譲渡担保契約が控訴人の破産会社に対する追加融資に係る債権を被担保債権とするものであるという限度で認め、その余は争う。

（イ）控訴人が本件追加融資をしたことは、否認する。

本件追加融資については、原資についての裏付けがなく、また、Jが原審において、本件追加融資のうち5200万円については手形書換であり、うち2000万円については一旦受領したがGに返金した旨証言しており、他方で破産会社に対する貸付けを肯定するF及びGの原審における各証言には、現金による貸付けという重大な事項に関して変遷があり信用できないことに照らすと、本件追加融資の事実があるとは到底認められない。

（5）被控訴人破産管財人は本件債権譲渡担保契約につき否認権を行使することができるか

ア 本争点に対する当事者の主張は、次のとおり控訴人の当審における補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3の4の（被告の主張）及び（原告の主張）欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 控訴人の当審における補充主張

（ア）破産会社は、平成29年7月18日の時点では、上場も維持されており、事業継続の方針も打ち出され、手形も決済されていて不渡りが発生していなかったから、破産会社は支払不能の状態ではなかった。破産会社が2回目の手形の不渡りを出し銀行取引停止処分を受けた同年9月4日が支払不能の時期である。

（イ）仮に本件債権譲渡担保契約時に破産会社が支払不能の状態であったとしても、控訴人の本件各貸付けと本件債権譲渡担保契約は密接な関連性を有し、否認の対象とならないというべきである。

（ウ）本件債権譲渡担保契約が将来債権のための担保ならば、破産法162条1項による否認の対象とならない。

（6）控訴人は譲渡禁止特約について悪意又は重過失があったか

ア 本争点に対する当事者の主張は、次のとおり控訴人の当審における補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3の3の（被告及び参加人の主張）及び（原

告の主張)欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 控訴人の当審における補充主張

(ア) 破産会社は、本件債権譲渡担保契約において、破産会社が破産会社と第三債務者との間に債権譲渡禁止特約が存在しないことを表明保証している。

また、Gは、J及びOに頼まれて破産会社の資金調達を行っていたものであり、控訴人の立場で行動していたのではない。そのため、GとFを一体とみることはできず、仮にGが譲渡禁止特約の存在を知っていたとしても、そこからFがそれを認識していたとするのは飛躍がある。

よって、控訴人は、譲渡禁止特約について悪意ではなく善意無重過失である。

(イ) 譲渡禁止特約は、債務者の利益を保護するために付されるものであるから、債権者や破産会社に対して中立的、公共的立場である被控訴人破産管財人には、譲渡の無効を主張する独自の利益はない。

また、平成29年法律第44号による改正後の民法466条3項に照らしても、債務者以外の者である被控訴人には、譲渡の無効を主張する独自の利益はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件供託金の還付請求権は被控訴人破産管財人に帰属し、被控訴人国が本件供託金1及び4の還付請求権の取立権を有しているものと認められるから、控訴人の請求はいずれも棄却すべきであり、被控訴人らの請求はいずれも認容すべきであると判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 認定事実

認定事実については、原判決の「事実及び理由」中の第4の1のとおりであるからこれを引用する。

ただし、原判決26頁7行目の「証人P」を「証人J」と改める。

3 争点(1)(本件債権譲渡担保契約は控訴人の破産会社に対する既存の債権を被担保債権とするものか、今後の融資に係る債権を被担保債権とするものか)について

(1) 引用に係るの原判決「事実及び理由」中の第2の2(5)ア及び第4の1(5)イ、(6)のとおり、GがJに対して、平成29年7月に順次、5000万円を追加融資すること、その条件として破産会社の有する債権について譲渡担保権を設定することを提案し、同月12日に覚書の案のデータを送付したこと、本件債権譲渡担保契約書には、被担保債権につき「甲乙間の平成29年7月 日付金銭消費貸借契約証書その他甲と乙との間で交わされる合意書等に基づき、乙が甲に対して貸し付ける金銭債権及びこれに付帯する利息・損害金その他一切の債権」と記載され、「合意書等」の作成日欄は空白にされていること、同月18日にGがJに委任状、覚書及び債権譲渡担保契約書の文案を作成してメールにて送信し、これをJが取締役会に諮り控訴人と破産会社との間の本件債権譲渡担保契約締結の承認を得、同日、本件借用証明書、本件債権譲渡担保契約書及び本件覚書に破産会社の社印を押印してGを通じて控訴人に交付したことが認められる。

(2) 以上のとおり、破産会社は債権譲渡担保契約の締結を条件に追加融資の話を受けていること、本件債権譲渡担保契約書の被担保債権欄に係る金銭消費貸借契約証書等の作成日欄の記載が空白であることからすれば、本件債権譲渡担保契約は、控訴人が平成29年7月18日以降の近い時期に破産会社に対して融資をし、これにより取得する貸金債権等をも担保する

趣旨で締結されたものであると認められる。

もともと、近々予定されていた追加融資の額が５０００万円であるのに対し、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第２の２（７）ウ、（８）イ及び（９）ウの事実によれば、本件債権譲渡担保契約で債権譲渡される債権（本件請負代金債権１ないし４）の合計が２億９５６５万３９１５円となり、上記の追加融資分のみを担保とする趣旨であるとすれば、明らかに不均衡であるといえる。また、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第２の２（４）及び第４の１（２）キ、（５）アの事実によれば、本件債権譲渡担保契約が締結された時点で控訴人の破産会社に対する既存の債権が、少なくとも本件売買契約に基づく代金１億８０００万円と借入金残額１９８０万円の合計１億９９８０万円あったことが認められ、控訴人において、あえて上記既存の債権を除外する必要性も合理性もなく、契約当事者間において、あえて上記債権を除外する旨の明示的な合意がされたことを認めるに足りる証拠もない。これらのことからすれば、本件債権譲渡担保契約は、既存の債権をも被担保債権とするものであったと解される。

被控訴人らは、既存の債権を担保するのであれば本件債権譲渡担保契約書において被担保債権に係る書面の作成日付を空欄にする必要はない旨主張する。しかし、本件債権譲渡担保契約の被担保債権は、上記のとおり近い時期に行われる追加融資分も含んでいることから、それを特定することができず空欄となっているものと解することができる。被控訴人らの上記主張は採用できない。

４ 争点（２）（控訴人の破産会社に対する本件各貸付けはあったか）について

（１）争点（２）に対する判断は、原判決の「事実及び理由」中の第４の２のとおりであるからこれを引用する。

（２）ア 控訴人は、Ｊが少なくとも控訴人からの２４８０万円の借入れ及び平成２９年７月１４日の１６００万円の借入れを認めていることなどに照らせば、その他の本件各貸付けについても金銭が交付されたことが十分に推認できる旨主張する。

しかし、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第４の２のとおり、本件各貸付けにおいて現金の交付を裏付ける客観的な証拠はないし、通常であれば領収証等の書類が作成されるべきところ、そのような書類も作成されていない。また、控訴人の原審における主張、Ｆ及びＧの陳述書（甲４２、４５）並びにＦ及びＧの原審における証言において、本件各貸付けの原資や貸付けの状況等、重要な部分について合理的に説明できない変遷がみられる。そうすると、本件各貸付けがあったとのＪ及びＧの陳述ないし原審における証言はいずれも信用することができない。

また、控訴人は、１６００万円の手形と引換えに同額の金員が交付されていることや、Ｊが金員の交付を受けている画像が存在することからすれば、その他の本件各貸付けについても金銭が交付されたことが十分に推認できる旨主張する。

しかし、１６００万円については、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第４の２（３）で説示のとおりである。また、画像の存在については、証拠（甲３７の１～５、４３）によれば、Ｆ、Ｊ及びＧの３人がいる場でＦが現金と思われる束を持ち、Ｇがそれを数えていることが認められる。Ｇは、原審において、上記画像は本件各貸付けのどれかの現金交付である旨証言するが（原審における証人Ｇ＜１６、２６～２７頁＞）、本件各貸付けのどれかの現金交付であることを客観的に裏付ける証拠はないから、Ｇの

上記証言を直ちに採用することはできない。そうすると、上記画像は、本件各貸付けを裏付けないし推認させるものとは認められない。

よって、本件各貸付けはいずれも認めるに足りない。

イ 控訴人は、上場会社である破産会社が現金の交付を受けていないのに手形を振り出すのはあり得ない旨主張する。しかし、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第４の２（７）のとおり、本件残存手形は複数回の手形書換えを経て控訴人が取得したものであるところ、破産会社が不渡り回避のために手形書換えの際に更に高額の手形を交付した可能性が否定できない上、適時開示においても将来の融資のために振り出した手形があることを発表していることから、本件残存手形があることをもって本件各貸付けを裏付けることはできない。

ウ 控訴人は、適時開示の記載には虚偽の事実に係る記載がある旨主張する。確かに、平成２９年７月１４日の適時開示において、同日に株式会社 a から融資を受けた事実がないのに同社から１６００万円を借り受けた旨の記載がされているが（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第４の１（５）ウ）、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第４の２（４）のとおり、破産会社の適時開示において、融資の事実やその額について虚偽記載をしたものではないから、上記のような事実と異なる記載があるとしても、破産会社が、適時開示において、融資の事実を意図的に隠し、融資の額を意図的に過小記載する理由は見当たらず、他にそのような事実があったことを窺わせる証拠もない。控訴人の上記主張は採用できない。

エ 控訴人は、破産会社が実際に借り入れたから本件借用証明書を作成した旨主張する。しかし、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第４の２（７）のとおり、本件借用証明書には本件各貸付けの個々の具体的な事実が記載されているわけでもないし、本件借用証明書は、控訴人から追加融資を受けるために控訴人の破産会社に対する将来の融資による貸金債権を確認する趣旨で作成されたものとの理解が可能であるから、本件借用証明書によって本件各貸付けの存在が裏付けられるわけではない。

オ よって、本件各貸付けは認めるに足りず、控訴人の本件各貸付けに係る主張はいずれも採用できない。

５ 争点（３）（被控訴人破産管財人は本件売買契約につき双方未履行債務であることを理由に解除することができるか）について

（１）引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第２の２（１１）並びに第４の１（２）カ及びクのとおり、本件売買契約においては、代金支払方法として平成２９年５月２２日までに現金又は預金小切手をもって支払うこと、所有権移転時期は売買代金全額を支払った時とすること、控訴人は破産会社に対し、売買代金全額を受領した日に本件土地を引き渡し、破産会社名義に所有権移転登記手続をするものと定められていたこと、破産会社が控訴人に交付したのは額面合計１億８０００万円の約束手形３枚であったこと、控訴人から破産会社に対し本件土地の所有権移転登記はされていないこと、被控訴人破産管財人が控訴人に対し本件売買契約を破産法５３条１項に基づいて解除する旨の意思表示をしたことが認められる。

以上の事実によれば、本件売買契約は、当事者双方ともに債務の履行を完了していないから、双方未履行の双務契約に該当し、破産法５３条１項に基づく解除の意思表示により本件売買契約は解除となり、本件売買契約に基づく控訴人の破産会社に対する売買代金債

権は消滅したことになる。

- (2) 控訴人は、平成29年5月22日に破産会社から控訴人に対して合計1億8000万円の約束手形が振り出されており代金債務の履行がされており、他方で同時に本件土地の引渡しもされたものといえること、控訴人が破産会社に対して所有権移転登記手続に必要な書類一式を交付していることから、当事者双方の債務は履行済みであり破産法53条1項に基づく解除はできない旨主張する。

既存債務の「支払に代えて」手形が授受された場合にはその既存債務は消滅するところ、既存債務の支払に関し約束手形が振り出された場合において、当事者間の意思が不明のときは、既存債務の弁済を確保するために振り出されたものと認めるべきであり、上記(1)のとおり、本件売買契約において支払方法は現金又は預金小切手によるものとされ、約束手形の振出による方法は定められておらず、当事者間で既存債務を消滅させる合意があったことを認めるに足りる証拠はないから、「支払のために」手形が授受されたものと認められる。そうすると、破産会社の手形の振出しは本件売買契約に基づく代金債務の履行に当たらず、代金債務の履行があったことを前提として、控訴人の破産会社への本件土地の引渡しがあったとする控訴人の主張も採用できない。

そして、所有権移転登記手続のための書類が控訴人から破産会社に交付されていたとしても、上記のとおり、破産手続開始時において控訴人及び破産会社が共に債務の履行を完了していない以上、破産法53条1項の適用がある。

よって、控訴人の上記主張は採用できない。

- 6 争点(4)(控訴人の破産会社に対する本件債権譲渡担保契約締結後の貸付けがあるか)について

控訴人は、本件債権譲渡担保契約締結以降の平成29年8月8日に5200万円、同月9日に2000万円の合計7200万円を貸し付けている(本件追加融資)旨主張する。

しかし、本件追加融資については、そもそもその原資が明らかにされていないし、金員の交付を的確に裏付ける証拠もない。

控訴人は、本件追加融資を裏付ける証拠として甲39及び40の受領証を提出するが、同受領証はいずれも破産会社名ではなくJ個人の名義で作成されている上、同受領証には、破産会社振出手形に基づく融資金である旨の記載があるところ、これに対応すると思われる手形は、同月8日付け振出しの3000万円の約束手形1通(甲9)と、同月9日付け振出しの合計4300万円の約束手形4通(甲10～13)であり、同受領証の金額と一致しておらず、同受領証が本件追加融資の事実を裏付けるものとは認められない。

また、控訴人は、上記約束手形5通について、控訴理由書において、本件各貸付けに係る手形(本件残存手形)の一部として主張しているものであり本件追加融資の主張と整合しない。

以上によれば、控訴人が破産会社に対して同月8日及び同月9日に合計7200万円を貸し付けた事実(本件追加融資)は認めるに足りない。

- 7 争点(5)(被控訴人破産管財人は本件債権譲渡担保契約につき否認権を行使することができるか)について

- (1) 争点(5)に対する判断は、原判決の「事実及び理由」中の第4の5のとおりであるからこれを引用する。

- (2) ア 控訴人は、破産会社は平成29年7月18日時点では支払不能の状態ではなく、支払

不能となったのは同年9月4日である旨主張する。しかし、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第4の5（1）のとおり、同年7月18日時点で破産会社は既に弁済期の到来している債務を一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあったと認められるから、同日時点で支払不能の状態であったと認められる。控訴人の上記主張は採用できない。

イ また、控訴人は、控訴人の本件各貸付けと本件債権譲渡担保契約は密接な関連性を有し、否認の対象とならないというべきである旨主張する。しかし、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第4の5（3）のとおり、本件債権譲渡担保契約以前に実行された控訴人の破産会社への貸付け及び本件売買契約は、本件債権譲渡担保契約による担保提供と引換えにないしこれを条件としてされたものではなく、上記貸付け及び売買契約と本件債権譲渡担保契約とは密接な関連性を有すると認めることができない。控訴人の上記主張は採用できない。

ウ 控訴人は、本件追加融資に関して否認の対象とならない旨主張する。

しかし、上記6の説示のとおり、本件追加融資の事実は認められない。

8 以上によれば、本件債権譲渡担保契約は、締結時点の貸付金及び本件売買契約に基づく代金債務並びに近い時期に予定されている追加の融資に係る債務を被担保債権とするものと認められるところ、本件売買契約に基づく代金債務は破産法53条1項に基づく解除により消滅し、本件追加融資に基づく債務は認められないから、これらの被担保債権は存在しないことになる。

そうすると、本件債権譲渡担保契約の被担保債権としては、被控訴人破産管財人が認める1980万円の貸付残金の限度で存在することになるが、既存債務を被担保債権とする本件債権譲渡担保契約は、破産法162条2項2号、1項1号イに基づいて否認されている。

よって、将来債権については、被担保債権が存在せず、破産会社につき破産手続開始決定がされたことにより、被担保債権の不存在が確定するものと解するのが相当であるから（民法398条の20第1項4号参照）、また、既存債権との関係については、本件債権譲渡担保契約が否認されることにより、その余の争点について判断するまでもなく、本件債権譲渡担保契約に基づく債権譲渡はその効力を失ったものと解するのが相当である。

よって、控訴人の請求には理由がない。

4 結論

よって、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官 倉田慎也

裁判官 入江克明

裁判官 升川智道は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 倉田慎也